横

Ш

新

問題の所在

補償を行なう理論的根拠

芎 四 補償の法的性質(以上二七号)

補償に対する見解とその検討(以下本号)

完全補償説

(1)

(3) (2) 部分的補償説 限定的補償説

補償義務未確立説

(4)

(5) 諸見解の検討

四、補償に対する見解とその検討

法である国有化措置の結果に過ぎないものである。従ってアデン判決が主張した 前号において検討した如く、 国有化は主として第二次大戦後に 一般的に見られる様になった 新しい 概念であ 国有化措置自体は、領域主権の原則から、補償の有無に拘らず合法的性格を有し、補償支払の義務は本来合

補償なき国有化=没収=国際法違反

という公式は、そのままでは現在の国際法社会には妥当しえないものであることが明らかとなった。 次の問題として、国有化自体は補償が支払われなくても合法であるとしても、その措置が外国人財産に影響を

与えた場合に、国有化の合法性の問題と離れて、国有化国は、その国有化を理由として外国人に補償を支払うべ

第二段階として補償の不支払は、以上の点とは別に、国際責任を構成するものとみなければならなくなるからで 国からの請求を待って補償支払の責任を伴うものであれば、国有化措置そのものは国際法違反でないとしても、 き国際法上の義務を負うか否かという問題が出てくる。もし外国人財産の国有化は、国際法上、当該外国人の本

ある。その場合には、 補償請求権を行使して補償支払を請求し、或いは国際裁判所に対し補償支払を命ずる判決を請求することも 一方の国家は、国有化措置を実施しながら補償を支払う責任を履行しない他方の国家に対

**う問題が検討されなければならない。この点について一般の学説、続いて第一次大戦後の国家の実行等を検討し** そこで先ず国有化は国有化国に対し、 補償支払請求があった場合、 補償支払の責任を課しているかどうかとい

可能となってくる

てみよう。

(1)

完全補償説

なサバティーノ事件が発生した。本事件の上告審たる米国最高裁判所は一九六四年三月二三日、国家行為理論 九六〇年のキューバ対米国の紛争の結果、キューバは米国系諸企業を国有化したが、その過程において有名

基き原判決を破棄したが、その判決中次の如く述べている。

思われる問題は他にほとんどない。」 「今日の国際法において、外国人財産を収用する国家の権限の限界に関する問題ほど、意見が分れている様に

任とその要件をめぐるものである。現在までに見られる学説の多くが補償を国有化の必要前提条件と考える矛盾 この判決に象徴される如く、国有化をめぐる紛争において、論争の核心を形成しているのは、この補償支払責

償説、補償義務未確立説の四つになる。第一の完全補償説はそのうちでも最も一般的なものである。 従来の国際法の支配的見解によれば、 財産の強制的取得は常に「十分、迅速かつ実効的」(adequate, prompt

を内蔵している点を留保の上で、補償に関する学説を大まかに分類すると完全補償説、

部分的補償説、

限定的補

**—** 109

景としている。 この完全補償説を主張した 代表的な例として、 and effective)な補償を伴わなければならないとされてきた。 この理論は国有化の際の 補償義務の存在を 完全 に、かつ十分に肯定するもので、特に英米両国において伝統的に主張されており、理論的には国際標準主義を背 一九四〇年四月三日、 当時の米国国務長官ハル

「米国は主権国家が、 公目的のために、 財産を収用する権利を持つことを決して否定するものではない。 しか

Hull)がメキシコの石油国有化に際し、駐米メキシコ大 使宛の覚え書の中で次の如く述べている。

国際法における国有化と補償の法理(二)

性は、事実上この要件を遵守するか否かにかかっている。」 し財産を収用する権利は、十分、 迅速かつ実効的の補償義務を伴い、 かつそれを条件としている。 収用の合法

完全補償説をとる学説は、この「十分、迅速かつ実効的」補償を必要条件としているが、この様な補償要件が

米国等において一般化されるに至った理由については、同じハル長官が一九三八年八月二二日、 駐米メキシコ大

「収用財産に対し、公正な補償を支払うという原則は、古くから国際法の発展と共に形成されてきたものであ

使に宛てた覚え書の中で説明している。

る。文明社会は、他人の財産を取上げた場合、その財産に対して何等かの代価が支払われるべきであるといら

り、衡平であり、正しいと定め、かつ認めた。今日ではこの原則は世界の殆んど全ての国々において憲法上具 般的正義を定めている。各国は財産を収用した場合、公正な補償を支払うことがフェアであり、合理的であ

- 110

「政府が国有化の際に補償を行なうという義務は殆んど普遍的に承認されている。これはイラン、 エジプト、

更にドムケ(M. Domke)はこの原則が普遍的性格を持つとして次の如く説明している。

体化されているのである。」

諸国の実行においてさえ、補償支払の義務は否定されておらず、他の共産諸国との間の条約中で認められてい インドネシア、キューバ等の国有化法の条文中において、方法は異なるが明白に規定されている。また共産圏

この完全補償説を唱える学者は、外国人財産を国有化した場合、 十分な補償の支払が必要である根拠として、

更にいくつかの国際判例を援用するのが一般的である。例えば、 ファチリ Â. Fachiri) はシシリー硫黄独占

事件、デラゴア湾鉄道事件、ノルウェー船徴発事件等の判例の研究から、十分なる補償なき収用が国際法違反での あるとの結論を出した。またビン・チェン(Bin Cheng)は、オーストラリア・中国電信会社事件において英国

米国仲裁裁判所が判決中で

償を支払う義務と分離して考えることは出来ない。」 「収用を行なう権利は、現実には補償を支払うという考慮の下にのみ認められている。そしてこの権利は、

補

と述べた部分、或いはアプトン事件の判決等から、 適正な補償 (proper compensation) なき外国人財産の収用 は、国際法違反を構成すると考えたのである。

の実行、或いは国際連合における財産権関係の討議等を背景にして、この見解に批判的態度をとる学説も存在す 以上の如き完全補償説は、現在なお西欧諸国においては有力であるが、最近の現実の国際社会における諸国家

111 —

る様になった。

② 部分的補償説

するならば、現実問題として、財政規模の小さい低開発諸国においてこの様な国有化は実行不可能であり、 化本来の目的を果たすことが出来ないことになる。 この点に注目して、ラ・プラデル(La Pradelle)は、 国有化の場合、完全補償説を支持する学者が主張する「十分、迅速かつ実効的」補償を支払う義務が常に存在

念頭において認められたものであって、それを社会改革を伴う一般的な、国有化の様な収用にそのまま適用す 「完全な補償が必要だという原則は、私有財産尊重の概念を基礎としたものであり、また特殊な個別的収用を

国際法における国有化と補償の法理(二)

法学会における報告において

のまま適用す 個別的収用を 個別的収用を

ることは適当でない。」

と述べ、この場合には補償は必ずしも完全なものである必要はなく、国有化国の支払能力を考慮して、合理的に

決定されればよいという点を強調している。

念を、国際社会の実状に照らして緩和させ、国際法体系の調和を計らんとする現実主義的主張も見られる。 一方、ラ・プラデルの主張とは若干内容を異にするが、完全補償説をとる人々が主張する「十分な補償」 例え の概

ばラウターパクト (Lauterpacht) は

は、次の二点、すなわち 「外国人財産の取扱いに関して国際標準が存在し、この標準に達しない場合には国際責任が生ずるとする立場 多数の国家は法律により課税、警察措置、公衆衛生、公共事業の運営との関連において、私有財産に対

国家の政治制度や経済構造に根本的変化が生ずる場合、或いは広範囲にわたる社会改革の場合には、 私

有財産に対する大規模な干渉が行なわれていること。

する干渉を認めていること。

分的補償(partial compensation)を与えることによってその解決を求めるべきであろう。」 な平等の原則も満足なる解決をもたらすことは出来ない。 の二点から実行困難である。この様な場合、外国人の私有財産の絶対的尊重の原則も、或いは自国民との厳格 かかる場合には、法原則との調和という点から、部

これらはいずれも、 補償の義務を一応認めながらも、 国有化の持つ特殊性、 すなわち、国有化が国家の財政規

と述べている。

112

等の諸要素を考慮して、十分な補償という伝統的概念の緩和と、現実の国際社会の慣行に、より妥当する部分的 模を越えた社会改革であること、 私有財産尊重概念が変質を 遂げつつあること 及び国有化が 個別的収用と異な 国家の生存上必要な措置である故に国有化に基く私有財産への干渉は、これを否定することが出来ないこと

以上の如き部分的補償の考え方は、最近次第に有力になりつつあり、現在国際連合の国際法委員会において進

補償、

合理的補償を提唱したものである。

められている国家責任問題の審議においても、 特別報告者のアマドー (Garcia Amador) は

く、より柔軟性のある条件が課せられるべきであろう。」 「国有化の場合、 補償に関しては、 一般的或いは通常の型の収用の場合に必要とされる様な厳格な条件では

と述べ、伝統的な補償原則の適用に、より柔軟性を持たせることを主張している。

(3) 限定的補償説

二月三一日のインドネシア法令第八六号に基き、インドネシア領土内にある全てのオランダ系企業が国有化され た。国有化されたオランダ農園の製品がヨーロッパに出廻った際、国有化法の域外適用の効力をめぐってアムス

第二次大戦後、オランダとインドネシアとの関係は西イリアン問題をめぐって紛糾し、その結果一九五八年一

テルダム、ブレーメンにおいて、旧農園所有者により財産引渡請求の訴えがなされた。

われたかによるものではない。 ブレーメン控訴裁判所は国有化と補償の関係について次の様に述べた。 「本国有化は法令第八六号の公布により有効となったもので、補償の有無又は補償がいつ、いかなる程度支払 この様な考え方は、通常の型の個別的収用の場合には否定され、国際法の諸原

国際法における国有化と補償の法理-(二)

則に反するものとなる。 しかしながら本事件においては、オランダ系諸企業の収用は、 同時に旧植民地によっ

てその社会的構造を変革させるために、その独立後行なわれた所有関係の変化なのである。」

以上の如く、本判決は一般的に補償義務を認めてはいるが、例外として本国Aの承認の下に植民地Bが独立し B国が社会構造の変革を目的とした国有化を行なった場合、旧本国たるA国に対しては必ずしも補償義

務を伴うものではないという新しい見解を示したものである。

対象は異なるが、これと同じニューアンスの補償例が第二次大戦直後の東欧諸国の国有化中にも見られる。 例

えばポーランドの国有化において、一九四六年一月三日の国有化法令第一七号は一般的に補償支払義務を認めつ

国有化財産を第一部 (ドイツ国民及び旧敵協力者の財産)と第二部(第一類以外の財産)の二つに分け、 第一部

は補償なしで、第二部は補償を支払って、それぞれ国家に引渡した。 これらの例は補償支払に際して政策的要素が働いた結果、 旧植民地本国或いはナチスの如く、

補償の例である。 発展過程においてマイナスの作用を与えた特定国の財産については、補償を行なわないという限定的性格をもつ

4 補償義務未確立説

ていない点を強調する。 いとする国際法上の原則は、 補償に対する第四の見解は、 従ってこの説によれば補償問題の決定は国内法に委ねられるべきものであって、 現実の諸国家の実行から導き出すことは出来ないとして、 現在の国際社会においては国有化の場合、 当然に補償が支払われなければならな 補償義務が未だ確立され 理論的

には国内標準主義を背景としている。

との見解は更に二つに分けられる。第一の見解は次の通りである。

るが、国有化の様に社会的、経済的改革措置として行なわれる新しいタイプの収用措置にそのまま適用させるこ 内容が変わる可能性がある。従って伝統的補償概念は、個別的収用、一般的収用に適用される限り実定性を有す 国際法は国際社会を背景として成立しているので、その母胎となる国際社会が変化すれば、国際法もまたその

とは適当でないと考え、従来の補償概念に代わる新しい概念が、国有化に関しては、未だ確立されていないと考

キシコの農地改革に関して、一九三八年八月三日の、米国に宛てたメキシコの覚え書は、

ても、その支払いを義務的とする規則は、国際法上、理論においても一般には承認されず、また実際において 一般的かつ非特定人的な性格の収用に対しては、迅速な補償或いは延滞された補償であっ

**—** 115

も実行されていないことを主張するものである。」

と述べている。

又、香西教授もフリードマン(S. Friedman)の研究から次の結論を導いている。

「個別的措置によって外国人の財産が収用されるとき、国家に補償支払の義務が生ずることは争われない。

かし一般的収用の場合には、補償義務に関する実定法規は、まだ確立されていない。」

償問題は、 現在の段階では、当該国家がその国内法に基いて自ら決定する問題であると主張している。 フリードマン、ダン(F. Dunn)等も補償支払を義務づける国際法上の 原則は存在しないので、

収用の際に十分な補償が支払われなければならないとする伝統的な国際法上の原則自体の存在

は認めるものの、この様な原則を国有化の様な新しい概念にそのまま適用することには反対する。そして国有化

の場合、補償の義務に関しては、伝統的原則に代わるものが未だ確立していないと主張するのである。つまり国

有化の際の補償に関する国際法は、成立当時予想できなかった事情が生じたために法の欠缺(lacune du droit) の如き状態にあると考え、その欠缺は法益のバランスの上から、国内法によって埋められなければならないと考

これに対して補償義務未確立説のうちの第二の見解は、 外国人財産に対する強制的措置に伴う補償義務に関す

るのである。

116 —

だけでなく、外国人財産の収用一般の場合についても、伝統的に主張されてきた十分な補償の義務が存在するこ のも存在しないし、又存在することが望ましい訳でもない」という結論を引用している。これらは国有化の場合 結論に賛成して、彼の「国家が補償なしに外国人財産を取得することを禁止する、絶対的な原則は、 されていない。」 と述べたが、最近でもブライアリー(J. Brierly)は、 る法の欠缺は国有化の場合に止らず、収用措置一般に迄及ぶと主張するのである。かつては、 Williams) がファチリ 「外国人財産の収用の場合、十分な補償が必要であるという国家の義務は、 (A. Fachiri) との論争において 先例は決定的ではないと断わりながらもウイリアムズの 実定国際法規の中に、 ウイリアムズ (J いかなるも まだ具体化

- 国有化において、国有化国は相手国から補償支払の請求があった場合に、補償支払を行なう国際法上の義務が

(4)

諸見解の検討

とを疑問とするのである。

は 現状認識論と政策論との対立に終る危険性が伴う。それ故補償問題に関する国家間の実行、 国際法規範が果たして存在するか否か、又存在するとするならば、その程度は如何なるものであるかという問題 単に理論的にのみ把えた場合、容易には論じ尽すことが出来ず、更に諸見解の優劣に関しては結局のところ 条約及び国際裁判所

においては各見解の内蔵する理論的問題点を指摘するに止めておきたい。

の判例等を総合的に検討することによって始めて確認しうる性質のものである(次号掲載予定)。

したがって本節

補償に関する四つの見解の内で最も問題があるのは、 西欧諸国において従来一般的に主張されてきた完全

論的に言えば、 私有財産権尊重原則に合致したきわめて望ましい主張であり、事実一九世紀以来私的自由権の尊

第一の問題点は、この伝統的補償概念の成立過程及びその実際の国際社会への妥当性の検討からくる批判であ

る

補償説であろう。

いと規定されてきた。しかし、以上の事実から、この国内法上の原則がそのまま国際法上の原則となり、 重を基調とした各国成文憲法中においても、財産は公益以外の目的及び補償の支払なしに取得することは出来な 第一次大戦を境として、 国有化

の場合にも妥当する規範となったと考えることは論理的飛躍である。

社会構造の変革の手段として外国人財産を含む国富の再配分を行ない始めたのである。 家の成立或いは国家の社会主義的政策の採用により、 の財産権の絶対的尊重から、 国民全体の生存権を中心とした社会権重視へと移りつつあった。そして社会主義国 ソ連、 メキシコ等の国有化に象徴される如く、 国家自らが

国際法における国有化と補償の法理(二)

外国人財産が国有化された際、「十分、迅速かつ実効的」な補償が与えられるべきであるという 主張は立法 かかる私有財産尊重概念 国家の機能は個

の変質過程において、国際法の面から外国人財産擁護のためのアンチテーゼとして、国際法協会(International

の実行を検討した場合、「十分、迅速、実効的」な補償は、むしろ例外であった事が知られよう。 Law Association)を中心として「十分、迅速かつ実効的」補償なる概念が形成されたのであった。 当時の国家

らの批判が存する 従って、完全補償説に関しては、先ずその内容の成立過程、及びその現実の国際社会への妥当性の検討の面か

めぐってアデン裁判所は実質的な補償支払がなかったと判断し、ヴェニス、東京の裁判所は収用措置に対する補 ロ・イラニアン石油会社の国有化をめぐる各国国内裁判所の判決においても、補償に関しては同一のファクトを 第二は、補償が十分なものでなければならないとした場合、その「十分」という概念についてである。アング

った様々な表現が、 若干ニューアンスを異にしながらも 同意義に用いられている。 この様にして 第二の問題点 者によって一般的な adequate の他に、fair, appropriate, reasonable, equitable 或いは単に full, just とい 法上何が「十分」であるかについては不明確のまま残されている。事実「十分」という言葉は外国においても著 償支払があったと述べている。この様に補償の内容を表わす「十分」という言葉は、非常に曖昧な概念で、

**— 118** 

は、国有化の補償義務の要件として、この様な曖昧な概念を国家が守るべき規範命題とすることの矛盾である。

のことから次の第三の批判が生ずる。 般に十分な補償とは、 国有化された時において財産が持っていた価値に見合う補償と考えられているが、こ

ビンドシェドラー (Bindschedler) は、完全補償説と関連して、それを更に進めて次の如く言う。

「外国人財産に対する国有化措置は、 補償の責任を伴うが、 その際補償の支払が十分(reasonable)

あるばかりでなく、現実の可能性があるものであることを前提条件とする。」

この点については次の事実を指摘するに止めたい。

る。 推定されていた。一方当時のイランの金保有高は二億三、九〇〇万ドルにすぎなかった。かかる状況において十 結論を導き出さない限り、実際上不可能である。そしてこの様な結論は明かに国際社会の現実からは矛盾してい 分な補償要求を行なりことは、補償支払を履行する財政能力に欠けている国は国有化を差控えるべきであるとの 一九五一年のイラン石油国有化の際に、国有化されたアングロ・イラニアン石油会社の資産は約一四億ドルと 十分な補償を行なう財政的能力があれば、国有化措置は、少なくと経済的動機に基く国有化は、 起こりえな

際判例の分析から十分な補償原則を演繹的に推論したが、香西教授も主張されている如く、 第四の批判は、完全補償説を採る学説が引用する国際判例の取扱いに関するものである。ファチリは多くの国 それらの判例は、 裁

かけて行なり場合が多いという現実を考えれば、この様な安易な結論を導くことは、妥当であるとは考えられな

いからである。国有化を実行するに至らしめるナショナル・インタレストは非常に大きく、

判官が付託合意で補償額の決定を委ねられたに過ぎなかったもの(シシリ-硫黄独占事件)、衡平と善(aequum et

判決理由中において補償の存在を認める国際標準主義を表明した判決はきわめてその数が少ないのである。 bonum)による解決が計られたもの(ノールウェー船徴発事件)等先例としての価値に 乏しいものが殆んどであり

る」という判決を引用して、 またビン・チェンは、 オーストラリア・中国電信会社事件における 「補償の支払のみが 収用行為を 正当化す 国有化の合法性と、国有化国が補償を支払う国際法上の義務とを分離することは誤

国際法における国有化と補償の法理(二)

政府は政治的生命を

りであると主張する。

ものではなく、国際法によって認められた国家の管轄権の行使であるという事実によって、既に正当化されてし の問題とが混同されて用いられている。国家による収用措置或いは国有化は、補償の支払によって正当化される しかしこの判決自体において、 本来明確に区別さるべき補償の支払の問題と、収用措置を行なう国家の管轄権

以上の如く第一の完全補償説は、その支持の多さに拘らず、理論的に多くの問題点を含んでいる。

まっているのである。

効果を与えた国と、それ以外の国の二つに政策的に分類し、前者には補償支払を拒否し、後者には通常の補償を 次に第三の限定的補償説であるが、この説の特徴は、補償支払の対象を国有化国の経済成長にマイナスの

当性が疑われる措置である。国際法上、国有化が補償の支払の有無に拘らず合法であるという意味は、 無差別の

ら、きわめて政治的な概念を基準として補償対象を区別することは、論理的に危険であり、また法的にもその妥

しかし当事者間の合意に基く条約による場合はともかく、

支払うものである。

件とされている諸原則を遵守することを前提としており、決して無条件の合法化を意味する訳ではない。 原則、公目的の原則、 条約遵守の原則、 国有財産尊重の原則等、慣習国際法上国有化措置自体の合法性の前提条 したが

違反し、国際法上の違法行為となる可能性が強いと考えられよう。

って過去における経緯はともかく、現実に特定グループを補償対象から排除する限定的補償説は無差別の原則に

従って理論的に考えた場合、最後には第二の部分的補償説と第四の補償義務未確立説の二つが残る。

二つの見解の優劣については、根本的には補償義務及び支払要件が国際法によって規定されるか、 或いは国際法

旧敵国民とい

旧植民地支配者、

ければならないとし、 る問題である。 衆知の如く、 国際標準主義は外国人の地位が国際的な一定の標準 国有化の補償に関しては、外国人財産の取得の場合補償支払義務を課する国際法が確立し (minimum standard) に基いて決定されな

ないと考えるのである。国際標準主義は利益供与論、 ので、外国人と内国民との平等取扱を国内法で決定する以上、国有化国に補償支払義務を課す国際法は存在しえ 政治不参与論、 西欧主義論等を理論的背景とし、 また国

一方国内標準主義は外国人と内国民との権限が等しい場合、

国家は国際責任から免れるとするも

行の段階になると国有化立法において補償原則の存在を明白に認めているのである。 際標準説をとる一方、 標準主義は政治的独立論、 もかなり相対的で、 例えばイラン、 資本輸入国は国際法上の補償義務を否定し国内標準説をとるのが普通である。 自由意思論等の論拠に立つ。一般に資本輸出国側は国有化による補償義務を主張し国 インドネシア、 メキシコ等は対外的には政策面で補償支払を拒否したが、実 しかしこれ

121 ---

らかを区別することは困難であろう。 払われたという事実は国際標準主義に左袒するかもしれないが、 適用するべきかの問題は、 の法的確信に基いて行なわれたものか、或いは通商条約の締結等外交上の配慮に基いてなされたものであるかど 方 第一次大戦後の国有化において、若干のソ連、 国有化における補償責任問題を理論的に解決させるポイントにはなりえず、 従って外国人に国内標準主義を適用するべきか、 東欧諸国の国有化を除き、 これらの補償支払が補償協定を結んだ当事国間 究極的には何等かの補償が それとも国際標準主義を この問題 支

国際法における国有化と補償の法理(二)

は今後の国際社会における政治的・社会的発展との関連において決定さるべきものと考えられる。

I. Foighel, 'Nationalization' (1957) p. 75

(1)

- Banco National de Cuba v. Farr ("Sabbatino" Case) The U. S. Supreme Count Opinion of March 23,
- (2) 1964. 'International Legal Materials' Vol. 3, (1964) p. 381.
- (3) Hackworth, 'Digest of International Law' Vol. III, p. 662. 米国は最近においてもこの主張の内容を全く変えていない。例えば一九六二年二月一六日、ブラジルの Rio Gran-
- は次の如く述べた。 de do Sul 州が米国系 Compania Telefonica Nacional 社の資産を国有化した際、米国国務省のスポークスマン 産を収用する権限を承認する。」 M. Whiteman, 'Digest of Internaitonal Law' vol. 8, (1967) pp. 1089—1090 「我々は迅速、十分かつ実効的な補償支払の規定が置かれるならば、ある国の政府が公益のために他国民所有の財
- (6) この完全補償主義を主張する学者の数はきわめて多く、一例をあげれば次の通りである。

Domke, 'Foreign Nationalizations' American Journal of International Law. Vol. 55, (1961) pp. 603-604.

122

(5)

(4)

Briggs, 'The Law of Nations' (1952) p. 559.

- Freeman, 'Denial of Justice' (1938) p. 518 Domke, 'Foreign Nationalizations' A. J. I. L. Vol. 55, (1961) p. 585---
- Ford, 'Anglo-Iranian Oil Disputes' (1954) p. 196
- Rubin, 'Nationalization and Compensation' Chicago Law Review. Vol. 17, (1949) p. 460.
- Schwarzenberger, 'International Law' Vol. 1, (1957) p. 205 Re, 'Foreign Confiscations' (1951)
- Wortley, 'Expropriation in Public International Law' (1959) p. 114.

- (7)Friedman, 'Expropration in International Law' (1953) pp. 74-75.
- (8) Friedman, op. cit., pp. 69-70.

(9)

Ibid. pp. 71-73

(11)

(10) 例永强 Fachiri, 'Expropriation and International Law' British Year Book of International Law. Vol. 6, (1925) p. 163.

Bin Cheng, 'The Rationale of Compensation for Expropriation' The Grotius Society. Vol. 44, (1962)

- (12) Upton Case (1903) 米国・ヴェネズエラ混合仲裁委員会は次の如く述べた。

「国家が必要に迫られた場合、公益のために私有財産を収用する権利自体が問題とされたことはない。しかしこれは

当該財産の所有者に正当な補償(just compensation)を支払うという義務を伴うものである。」

(13)

Bin Cheng, op. cit., p. 294

- (14) Annuaire de l'Institut de Droit International. Vol. 43-I, (1950) pp. 60-64.
- (15) L. Oppenheim-H. Lauterpacht, 'International Law' Vol. I, 8th ed. p. 352.
- (16) は、収用措置と比較して国有化の概念を、 国有化と通常の収用措置との概念の相違については学説上未だ定説がなく意見が様々に分れている。 本稿に おい て
- 1 補償支払を前提要件とせず、
- 実質面からは現状改革性、大規模、一般的性格等の特性を有し、
- 3 手続面からは時間的制約のある国有化法令により、国家が直接担当機関となって遂行する

国際法における国有化と補償の法理(二) 私有財産の国家機関への強制的移転過程と解釈しておく。

- (17) Amador, 'State Responsibility' Yearbook of the International Law Commission. 1959. Vol. II, p. 23.
- (18) Whiteman, op. cit., p. 1181
- (19) White, 'Nationalisation of Foreign Property' (1961) pp. 125-126.

Friedman, op. cit., pp. 32—33.

(20)

Briggs, op. cit., p. 558

- (21) 香西茂「外人財産の収用と国有化」法学論叢六一巻三号 七二―七三頁

F. Dunn, 'International Law and Private Property Rights' Columbia Law Review. Vol. 28, (1928) p. 166.

S. Friedman, op. cit., pp. 206-212.

- フリードマンは 補償に関する先例の検討から一般的収用 (彼の場合には、 この中に国有化、 社会化等も含まれてい
- る)の場合には、当然に補償を支払わなければならないとする国際法上の原則の存在を確認することは出来ないこと

124 —

- を主張している。
- (24) (23) J. L. Brierly, 'The Law of Nations' 6th ed. (1963) p. 284 J. F. Williams, 'International Law and the Property of Aliens' B. Y. I. L. Vol. 9, (1928) p. 28
- 若干矛盾がある。 p. 278)、外国人財産を補償なしに取得することを 禁ずる国際法上の原則は存在しないとする 彼の主張とは論理的に もっともブライアリーは同書の「外国人に対する管轄権」の部分で国際標準主義を主張して居り(Brierly, op. cit.,
- (25) 例えばベルギー憲法第一一条、イタリア共和国憲法第四二条、ドイツ連邦共和国基本法第一四条、 日本国憲法第二九
- 拙稿「国際法における外国人財産尊重概念の変質」一橋論叢五六巻一号 一〇二—一〇四頁。

(26)

- (27) Bindschedler, 'La protection de la propriété privée en droit international public' Recueil des cours. 90-II, (1956) p. 173.
- (28) I. Foighel, 'Nationalization and Compensation' (1963) p. 60.
- Bin Cheng, op. cit., p. 294. これらの詳しい内容については

(30) (29)

- 香西茂、前揭論文、二五頁。

波多野里望「国家責任における国際標準主義の本質」学習院大学政経学部研究年報九

一五三頁以下。

(31)